

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を一部非公開としたことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

平成14年5月1日に本件異議申立人より次のとおり公開請求があった。

「H11年度～馬潟工業団地内周辺ダイオキシン環境調査に関する書（公開分除く）」「馬潟工業団地内周辺ダイオキシン土壌調査・ダイオキシン大気調査、検査結果」、「ダイオキシン調査（各企業）検査結果、調査地点」（公開済含む）（環境政策課所管分）

実施機関は同年5月15日付けで次のような決定を行った。

（1）対象公文書

平成11年度環境大気中のダイオキシン類モニタリング業務報告書

平成12年度環境中のダイオキシン類調査測定業務報告書

平成12年度環境中のダイオキシン類汚染原因究明調査測定業務報告書

平成13年度環境中のダイオキシン類調査測定業務報告書

平成13年度ダイオキシン類汚染原因究明調査測定業務報告書

平成13年度特定施設立入検査におけるダイオキシン類調査測定業務報告書

平成13年度事業場ダイオキシン類調査報告書

（2）決定内容：部分公開決定

（3）公開しない部分

ア 個人の住所・氏名、印影

イ 会社名及び会社名を特定できる情報

（4）公開しない理由

- ア 個人に関する情報であり、プライバシーを保護する必要があるため。
- イ 事業を営む法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報と認められるため。
- ウ 当該調査は団地内事業場の協力を得て実施したものであり、これを公開することは、今後の当該事務及び同種の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため。

異議申立人は、上記公文書のうち、平成13年度ダイオキシン類汚染原因究明調査測定業務報告書及び平成13年度事業場ダイオキシン類調査報告書について、会社名及び会社名を特定できる情報を非公開としたことを不服として、平成14年7月11日に異議申立てを行い、実施機関は島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定に従い同年7月23日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

本件公文書における非公開部分のうち、会社名及び会社名を特定できる情報（以下「事業所名等」という。）を非公開とした処分の取消を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の意見書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

- ア 実施機関は、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオキシン類特措法」という。）の規制対象外事業所は汚染状況、事業所名等の公開の認識がなく、ダイオキシン類の情報、知識も希薄であったと思われると主張している。しかし、数年前からダイオキシン類については社会問題化し、その有害性が指摘されているので、その主張はおかしい。
- イ 油水分離槽、排水経路の汚泥のダイオキシン類数値について、ダイオキシン類特措法の規制がない段階で、届出対象事業所の数値を公表するなど、実施機関の対応には矛盾がある。
- ウ 事業所のダイオキシン類数値は事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要な情報である。

エ 本件の調査については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 19 条第 1 項に基づき立入検査をすることができるはずである。

オ 県は住民の健康被害を否定しているが、現実には住民は呼吸器疾患、免疫低下などの健康被害を受けている。

カ 県はダイオキシン類発生源を特定できないと言っているが、特定できないなら、すべての情報を住民に公開すべきである。

キ 調査地点に市有地も含まれているはずであるので、情報を公開すべきである。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

(1) 条例第 7 条第 3 号に該当する部分について

ダイオキシン類特措法の規制対象事業者は、届出を出した時点においてダイオキシン類の汚染状況及びその事業所名等を公表することは認識していると思われるが、規制対象外事業者にはその認識がなく、ダイオキシン類の情報・知識も希薄であったと思われる。したがって、これらの事業所名等を公開すれば、ダイオキシン類に汚染された事業所として、正当な利益を害する可能性があることから、条例第 7 条第 3 号に該当する。

(2) 条例第 7 条第 6 号に該当する部分について

ダイオキシン類特措法の規制対象外事業所については、事業所名等を公表しないことを口頭で説明し、任意の協力を得て、汚染原因を究明するため事業所への立入・サンプリング等を実施したものである。

事業所の違法性や汚染の原因者が確定しない状況及び事業所名等を公表しないことを説明し調査協力を得たという状況において、事業所名等を公開することは、調査協力事業所との信頼関係を損ない、今後、当該事務及び同種の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。

5 審査会の判断

本件公文書は「平成 13 年度ダイオキシン類汚染原因究明調査測定業務報告書」

(以下「公文書 1」という。)及び「平成 13 年度事業場ダイオキシン類調査報告書」(以下「公文書 2」という。)である。

これらの調査が実施された経過については以下のとおりである。

公文書 1 に係る調査は、平成 12 年度に実施した松江市内工業団地周辺ダイオキシン類調査及び追加調査の結果に基づき、ダイオキシン類の排出のおそれのある事業所(ダイオキシン類特措法の対象外事業所 12)に立入り、水路内堆積物と排水におけるダイオキシン類濃度を測定したものである。

また、公文書 2 に係る調査については、公文書 1 に係る調査の結果、高濃度のダイオキシン類が検出された事業所に対して行政指導した結果を確認するために行ったものである。

(1) 条例第 7 条第 3 号該当性について

条例第 7 条第 3 号本文は、事業所名等を公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものに該当するときには、これを非公開とすることを定めたものである。

また、同号ただし書の情報とは、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要なものをいい、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことによる法人等の利益とを比較衡量し、前者の利益が後者のそれを上回るときにはこれを公開するという趣旨である。

以上の観点から公開の可否について検討する。

まず、本件調査当時、ダイオキシン類問題については社会的関心が高く、新聞報道等もされている状況にあった。公文書 1 については、実施機関が聞き取り等を行った結果、ダイオキシン類の排出のおそれのある事業所を選定し調査を行ったものであり、公文書 2 については、公文書 1 に係る調査において高濃度のダイオキシン類が検出された事業所に対する指導結果を確認するための調査である。しかし、平成 14 年 12 月 17 日に開催された「馬潟工業団地周辺ダイオキシン調査対策検討会議」(平成 13 年 8 月 1 日島根県と松江市により設置。以下「検討会議」という。)の報告によると、両調査の結果をもってダイオキシン類の汚染原因を解明するまでには至っていないことが認められる。

異議申立人は、ダイオキシン類汚染の発生源の特定ができないなら、すべての

情報を住民に公開すべきだと主張するが、ダイオキシン類の発生源が特定されていない状況において調査結果が公開されると、本件事業所が実際に行っている事業活動の内容との関連性の有無如何にかかわらず、本件事業所の事業活動がダイオキシン類汚染の原因そのものであるかのような社会的評価がなされ、その結果、事業運営に支障が生ずるおそれがある。

したがって、本件事業所名等を公開することは、事業活動を行う法人等の正当な利益を損なうものと認められる。

次に、異議申立人は、ダイオキシン類により地域住民に健康被害が生じていると主張しているので、当該ただし書に該当するか否かを判断する。

地域住民が自らの健康や生活を守るために、県が保有する情報の公開を求めるのは当然の権利であり、条例の趣旨からすれば、県は、住民の生命、健康、生活等に直接支障を及ぼすおそれのある情報に関しては、できる限り公開すべきである。しかしながら、ダイオキシン類が地域住民の健康に何らかの影響を与えている可能性は否定できないものの、現時点において審査会としては、ダイオキシン類汚染による住民生活への医学的影響は出ていないとする検討会議の報告により判断せざるを得ない。

したがって、本件事業所名等を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、当該情報を公にしないことによる当該法人等の利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が後者のそれを上回るとは言えない。

(2) 条例第7条第6号の該当性について

本件事業所名等を公開することにより、県が行う事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるかどうかについて検討する。

調査当時の状況から考えると、ダイオキシン類の汚染原因を究明することは地域住民にとって切迫した問題であり、実施機関が原因究明のための精確な調査結果を得る方策として工業団地内の事業所から可能な限りの協力を得て調査を実施する必要があったと認められる。

異議申立人が、廃棄物処理法による強制調査を主張している点については、審査会としては、本件調査対象である水路内堆積物が廃棄物処理法に規定する「廃棄物」に該当するかどうかを判断する立場にはないが、審査会として調査したところでは、「廃棄物に該当すると断定することは困難である。」とする実施機関の

主張に不合理な点があるとは認められない。したがって、本件調査を実施するに当たり、ダイオキシン類特措法による特定施設ではない事業所については、任意で調査協力を求めざるを得なかったとする実施機関の主張には理由がある。

また、実施機関は調査実施に当たり、ダイオキシン類特措法の規制対象外の事業所名等については公表しないことを口頭で約束したとも主張している。しかし、情報を公開するか否かは、情報の入手の手段や方法によるのではなく、情報そのものの内容によって判断すべきものであると考えられる。したがって、本件調査に関して実施機関が公開しないと約束し、任意で協力を依頼したからということではなく、本件に係る情報が非公開事項に当たるかどうかを検討する。

まず、本件に係る調査は、前述のとおり、ダイオキシン類の汚染原因を究明するために実施されたものであるが、汚染原因者の特定には至らず、今後、具体的な対策が検討されるという状況にある。したがって、原因究明を初めとする今後のダイオキシン類対策の推進に当たり、当該事業所に対して、同様の調査を実施する可能性は十分考えられる。

また、今後、他の地域においても本件のような状況が生じた場合、とりわけダイオキシン類特措法の規制対象外の事業所については、任意で調査を依頼することは容易に想定できる。その際、試料を採取するなどにおいて、事業所の協力が得られなくなるとすれば、採取そのものができなくなるおそれや精確な調査結果が得られなくなるおそれがあり、ダイオキシン類の汚染原因究明という本来の調査目的が果たせなくなることとなる。

以上のことから、本件事業所名等を公開すると、県の事務、事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると言わざるを得ない。

なお、異議申立人は調査地点に市有地が含まれていると主張するが、本件公文書中に市有地に関する情報は含まれていないことを確認した。

その他の異議申立人の主張は、いずれも本件公文書の非公開部分を公開すべき根拠となるものとしては認められず、当審査会の判断を左右するものではない。

(3) 以上のとおりであるので、審査会の結論のとおり答申する。

なお、ダイオキシン類汚染の問題は地域住民にとって一日も早く解決すべき問題であり、審査会としては、地域住民に対して可能な限りダイオキシン類対策に関する情報提供を行うよう望むものである。